

令和元年度南大隅町議会定例会9月会議 会議録（第2号）

招集年月日 平成31年 4月 2日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成31年 4月 2日 午前10時00分

開 議 令和元年 9月 27日 午前10時00分

応招議員 全 員
 不応招議員 な し
 出席議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	12番 川原 拓郎 君
5番 後藤 道子 君	欠 席	13番 大村 明雄 君

欠席議員 9番 持留 秋男 君

会議録署名議員 : (3番)津崎 淳子 君 (5番)後藤 道子 君

職務のための出席者 : (議会事務局長)濱川 和弘 君 (書記)立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田 俊彦 君	経 済 課 長	里 中 義 郎 君
副 町 長	白 川 順 二 君	教 育 振 興 課 長	上大川 秋 広 君
教 育 長	山 崎 洋 一 君	税 務 課 長	上之園 健 三 君
総 務 課 長	相 羽 康 徳 君	建 設 課 長	下 園 敬 二 君
支 所 長	新 保 哲 郎 君	町 民 保 健 課 長	川 元 俊 朗 君
会 計 管 理 者	打 越 昌 子 君	総 務 課 課 長 補 佐	愛 甲 真 一 君
企 画 課 長	熊 之 細 等 君	総 務 課 課 長 補 佐	中之浦 伸 一 君
観 光 課 長	黒 木 秀 君	総 務 課 主 幹	山 里 真 奈 美 君
介 護 福 祉 課 長	下 園 ひとみ 君	総 務 課 財 政 係 長	石 畑 光 紀 君

議 事 日 程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 令和元年 9月 27日 午前 10時 48分

(質疑、討論、採決)

- 日程第 1 議案第 26号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第 2 議案第 27号 令和元年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 3 議案第 28号 令和元年度南大隅町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第1号)について

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 4 同意第 1号 教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第 5 議案第 29号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例制定の件
- 日程第 6 議案第 30号 南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 7 議案第 31号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定の件
- 日程第 8 議案第 32号 南大隅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例制定の件
- 日程第 9 議案第 33号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 日程第 10 議案第 34号 南大隅町新庁舎議会関係システム購入契約の締結について議決を求める件
- 日程第 11 議案第 35号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算(第5号)について

(議案上程、報告、質疑)

- 日程第 12 報告第 9号 平成30年度健全化判断比率について
- 日程第 13 報告第 10号 平成30年度資金不足比率について

(議案上程、説明、質疑、特別委員会付託)

- 日程第 14 認定第 1号 平成30年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 15 認定第 2号 平成30年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 16 認定第 3号 平成30年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 17 認定第 4号 平成30年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 18 認定第 5号 平成30年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 19 認定第 6号 平成30年度南大隅町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算について認定を求める件

- 日程第 20 認定第 7号 平成30年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算
について認定を求める件
- 日程第 21 認定第 8号 平成30年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入
歳出決算について認定を求める件

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 22 発議第 1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第 23 委員会の調査報告について
- 日程第 24 議員派遣について

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたのでご了承願います。

▼ 日程第1 議案第26号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第4号）について

議長（大村明雄君）

日程第1 議案第26号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第26号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第26号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

▼ 日程第2 議案第27号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について

議長（大村明雄君）

日程第2 議案第27号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第27号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第27号 令和元年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第3 議案第28号 令和元年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について

議長（大村明雄君）

日程第3 議案第28号 令和元年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありました、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第 28 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（サービス事業）勘定特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第 28 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 4 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について同意を求める件

議長（大村明雄君）

日程第 4 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

同意第 1 号は、教育委員会委員の任命について同意を求める件についてであります。

本町の教育委員に、南大隅町佐多郡 625 番地「立切勝幸」氏を任命したいので「地方教

育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるのでございます。

何とぞ、ご審議の上、同意くださるようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから同意第1号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方はご起立願います。

起立多数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、同意第1号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

▼ 日程第5 議案第29号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第5 議案第29号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例制定の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第29号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定の件についてであります。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法の整備に関する法律が公布されたことに伴い、関係条例 5 件について所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることがないように、欠格条項を削除するとともに、引用する法律等の号ずれ、用語の整理等を行うものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第 29 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第 29 号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 6 議案第 30 号 南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 6 議案第 30 号 南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 30 号は、南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容は、子供のための教育・保育給付に関する用語の改正、副食費の提供に要する費用の取り扱いの変更などであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 30 号 南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号 南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 7 議案第 3 1 号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定の件

▼ 日程第 8 議案第 3 2 号 南大隅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例制定の件

▼日程第9 議案第33号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第7 議案第31号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定の件から、日程第9 議案第33号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件まで、以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第31号から33号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

非常勤職員等の適正な任用の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の勤務条件等を規定するための条例を新たに制定するとともに、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第31号は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定される南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する事項を定めるものであります。

次に、議案第32号は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定される南大隅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する事項を定めるものであります。

次に、議案第33号は、会計年度任用職員に関する規定を整備するため「南大隅町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」、「南大隅町自治会長設置条例を廃止する条例」など、関係する条例11本を一括して改正するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

3件一括して質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

議案第31号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定の件に討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及

び費用弁償に関する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり。)

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第 31 号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第 32 号 南大隅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例制定の件に討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり。)

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第 32 号 南大隅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり。)

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号 南大隅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第 33 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件に討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり。)

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 33 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり。)

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 10 議案第 34 号 南大隅町新庁舎議会関係システム購入契約の締結について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第 10 議案第 34 号 南大隅町新庁舎議会関係システム購入契約の締結について議決を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 34 号は、南大隅町新庁舎議会関係システム購入契約の締結について議決を求める件についてであります。

本件は、新庁舎議会関係システムの購入契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1、契約の目的は、南大隅町新庁舎議会関係システム購入
- 2、契約の方法は、指名競争入札
- 3、契約金額は、4 千 1 百 25 万円
- 4、契約の相手方は、鹿児島市永吉町 3 丁目 19 番 8 号

有限会社南日本AVCシステム取締役 西村英一でございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 34 号 南大隅町新庁舎議会関係システム購入契約の締結について議

決を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり。)

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号南大隅町新庁舎議会関係システム購入契約の締結について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

▼日程第 11 議案第 35 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 5 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 11 議案第 35 号令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 35 号は、令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 5 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 千 3 百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 7 千 42 万 6 千円とするものであります。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」では、歳出予算に「農林水産施設災害復旧事業」の計上を行い、歳入予算では、所要の財源として、地方交付税、国庫支出金、町債を計上したものであります。

また、「第 2 表 地方債補正において、限度額の変更を行っております。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い致します。

総務課長（相羽康徳君）

それでは、議案第 35 号 一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明致します。

まず 1 ページでございます。

議案第 35 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 5 号）

令和元年度南大隅町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 千 3 百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 7 千 42 万 6 千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお願いします。

第2表 地方債補正であります。

災害復旧事業の限度額2千6百30万円を3千3百10万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。

7ページをお願いします。

歳入でございますが、10款 地方交付税、1項 地方交付税、1目 地方交付税に、今回補正の財源として普通交付税1百25万円。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、2目 災害復旧費国庫負担金に、林道施設災害復旧事業1千4百95万円。

21款 町債、1項 町債、7目 災害復旧債に6百80万円を計上しております。

次に歳出でございます。

8ページをお願いします。

10款 災害復旧費、1項 農林水産施設災害復旧費、3目 林道災害復旧費に、大鹿倉林道の復旧事業費2千3百万円を計上しております。

以上、よろしくご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり。)

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり。)

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第35号 令和元年度 南大隅町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり。)

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第 12 報告第 9 号 平成 30 年度健全化判断比率について
- ▼ 日程第 13 報告第 10 号 平成 30 年度資金不足比率について

議長（大村明雄君）

日程第 12 報告第 9 号 平成 30 年度健全化判断比率について、日程第 13 報告第 10 号 平成 30 年度資金不足比率について、以上 2 件について、一括して報告を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

報告第 9 号及び 10 号について、一括してご報告申し上げます。

報告第 9 号は、平成 30 年度健全化判断比率についてであります。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第 3 条第 1 項の規定により報告するものでございます。

平成 30 年度の健全化判断比率 4 指標のうち「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「将来負担比率」につきましては、前年度に引き続き比率なし、「実質公債費比率」につきましては、前年度より 0.9 ポイント上昇し 8.4% となったところであります。

次に、報告第 10 号は、平成 30 年度資金不足比率についてであります。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により報告するものでございます。

簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計ともに、前年度に引き続き、比率無しとなったところであります。

以上よろしくお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

2 件一括して質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

- ▼ 日程第 14 認定第 1 号 平成 30 年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 15 認定第 2 号 平成 30 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 16 認定第 3 号 平成 30 年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 17 認定第 4 号 平成 30 年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 18 認定第 5 号 平成 30 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件

- ▼ 日程第 19 認定第 6 号 平成 30 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 20 認定第 7 号 平成 30 年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 21 認定第 8 号 平成 30 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件

議長（大村明雄君）

日程第 14 認定第 1 号平成 30 年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、日程第 21 認定第 8 号 平成 30 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで、以上 8 件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

認定第 1 号から認定第 8 号までは、平成 30 年度南大隅町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について認定を求める件についてであります。

認定第 1 号は、平成 30 年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件。

認定第 2 号は、平成 30 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件。

認定第 3 号は、平成 30 年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件。

認定第 4 号は、平成 30 年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件。

認定第 5 号は、平成 30 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件。

認定第 6 号は、平成 30 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件。

認定第 7 号は、平成 30 年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件。

認定第 8 号は、平成 30 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件。

以上 8 件の歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて認定に付しますので、よろしくご審議のうえ、認定くださいますようお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

8 件一括して質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までの8件については、議長及び議会選出の監査委員を除く、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり。)

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、議長及び議会選出の監査委員を除く、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、決算審査特別委員会を招集します。委員長副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は、年長の委員が行うこととなっています。全員協議会室でお願いします。

暫時休憩します。

10 : 27
～
10 : 37

(決算審査特別委員会委員長・副委員長互選)

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会における互選の結果を報告します。

委員長に浪瀬敦郎君、副委員長に後藤道子さんが互選されましたので報告します。

▼ 日程第22 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

議長（大村明雄君）

日程第22 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

[1番 浪瀬 敦郎 君 登壇]

1番（浪瀬敦郎君）

発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について趣旨説明を致します。

現行過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末に期限切れとなりますが、過疎地域の現状は、引き続き、人口の減少と著しい高齢化に直面しており、財政状況も厳しい中、解決すべき多くの課題が残されています。

そこで、個性を生かした内発的發展と過疎地域の条件不利性を克服するため、「格差是正」を推進する施策が、今後さらに必要と考えられるため、地方自治法第99条の規定に基づき、内閣総理大臣他、関係大臣に対して意見書を提出しようとするものです。

ご賛同の上、よろしく決定くださるようお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、発議第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第23 委員会の調査報告

議長（大村明雄君）

日程第23 委員会の調査報告を行います。
南大隅高等学校存続問題等調査特別委員会委員長の報告を求めます。

〔 南大隅高等学校存続問題等調査特別委員長 木佐貫 徳和 君 登壇 〕

南大隅高等学校存続問題等調査特別委員長（木佐貫徳和君）

南大隅高校存続問題等調査特別委員会では、8月7日に熊本県山都町において「熊本県立矢部高校」存続のための取り組みについて調査を行いましたので、報告致します。

山都町は、平成17年矢部町他1町1村が合併した人口約1万5千人、九州のほぼ真ん中に位置する通潤橋で有名な町です。

山都町にある熊本県立矢部高校は9クラス、141人の生徒数で、1学年120人の定員に対し、ここ数年、50名弱の入学者となっています。

それでも、9クラスで学校運営が出来ているのは、3学科編成のためです。

生徒数は減少傾向にあり、山都町では矢部高校存続の危機感から、平成27年度に「矢部高校応援町民会議」を発足させ、「矢部高校応援プロジェクト」と銘打って、「矢部高

校魅力化事業」や「山都塾」プログラム、進学者の「経済的支援」等を柱とする10のプロジェクト、24の取り組みを実施されておりました。

学校の特徴的な活動としては、自前の練習場を持つ二輪車競技部があり「二輪車安全運転全国大会」で優勝や上位入賞を果たすユニークな部活動がありました。

また、学校周辺の町民が主体となってNPO法人を立ち上げ、本年4月から「やまと令和寮」という学生寮を開設、運営されており、現在、男子2名、女子2名の計4名を受け入れております。

今回の調査の中で特に惹かれたのが「地域みらい留学フェスタ」への参加です。これは都道府県の枠を超えて受験者を募るもので、東京、大阪、名古屋、福岡の4会場で開催され、矢部高校は名古屋を除く3会場に参加されておりました。

矢部高校に興味を持った中学生のうち、それぞれの会場1・2名が学校説明会等に来校されたとのことです。

以上、熊本県山都町における矢部高校応援プロジェクトに関する調査報告とします。

南大隅高校存続問題等調査特別委員会は、平成30年6月会議において設置され、以降1年3ヶ月にわたって調査を実施してまいりました。

当初、先進地の調査から実施する予定でしたが、日程調整が難航し、徒に日が過ぎるのみとなってしまい、委員長として申し訳なく思っております。

本年2月には、與崎南大隅高等学校校長を委員会に招聘し、高校の現状を説明いただき、今後の取り組み等について意見交換も行いました。

先日、副委員長とともに南大隅高校を訪問し、校長、教頭に山都町における調査の報告をし、特に、「地域みらい留学フェスタ」について、参加の意向があれば、支援したい旨伝えてまいりました。

9月20日の本委員会において、今回の報告をもって、最終報告とすると決定されました。

今後、南大隅高校への支援策については、議会として、或いは教育行政を所管する教育産業常任委員会で協議していただくことになろうと思いますが、引き続き南大隅高校存続に向けてご御尽力いただくことをお願い致しまして、南大隅高校存続問題等調査特別委員会の最終報告と致します。

▼ 日程第24 議員派遣

議長（大村明雄君）

日程第24 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第123条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおりにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり。）

議長（大村明雄君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

お諮りします。

9月会議に議決されました議案の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについ

ては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり。)

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で全部の日程を終了しました。

ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許可します。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

令和元年度9月会議終了に伴い、一言御礼を申し上げます。

9月18日から本日27日まで10日間の日程でありましたが、一般会計補正予算をはじめ、南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定など、お願い致しました議案につきまして、全て原案どおり可決いただき、誠にありがとうございました。

一般質問につきましては、今回7名の議員から、チャレンジスクール事業の成果、漁港整備、サタディランドの今後、根占中学校の自転車通学路、避難場環境整備、豚コレラ対策、町民補助金事業、観光事業、国体関連、バレイショ振興や新規就農声対策、予算執行、地域コミュニティーのあり方等、多くのご質問をいただき、本町の今後における振興策が議論されたところでございます。

ご要望賜りました事項につきましては、昨今の事情から、懸案も多いところでございますが、引き続き、課題の早期解決に向けて関係機関との調整等を迅速に行い、住民要望にお応え出来るよう努力してまいります。

今回、平成30年度各会計の決算を上程させていただきましたが、引き続き収支バランスのとれた財政の効率的な安定運用を図り、多くの政策提言を賜りながら、町民が潤う施策実現に向けて、真に必要な、感謝される誠実な、町政運営に努めてまいりたいと考えます。

今後とも議員各位がますますご健勝で、本町発展のため、ご指導ご尽力を賜りますようお願い申し上げます、令和元年度9月会議終了のお礼と致します。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上をもちまして、令和元年度南大隅町議会定例会9月会議を散会します。

散 会 : 令和元年 9月 27日 午前 10時 48分